



浦添市告示第 14 号
令和 7 年 2 月 3 日

浦添市道における占用制限路線の指定について（公示）

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は浦添市役所本庁舎 6 階道路課において、令和 7 年 2 月 3 日から令和 7 年 3 月 31 日まで一般の縦覧に供する。

浦添市長 松本 哲治



1 占用を制限する区域および路線名

道路の種別	路線名	占用を制限する区域	延長(km)
市道	別紙 1 の通り	別紙 1 のとおり	別紙 1 のとおり

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新または移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

3 占用を制限する理由

沖縄県が指定する緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合に電柱の倒壊等により緊急車両等の通行や住民の避難が妨げられ、被害の拡大することを防止するため。

4 占用の制限の開始の期日 令和 7 年 4 月 1 日

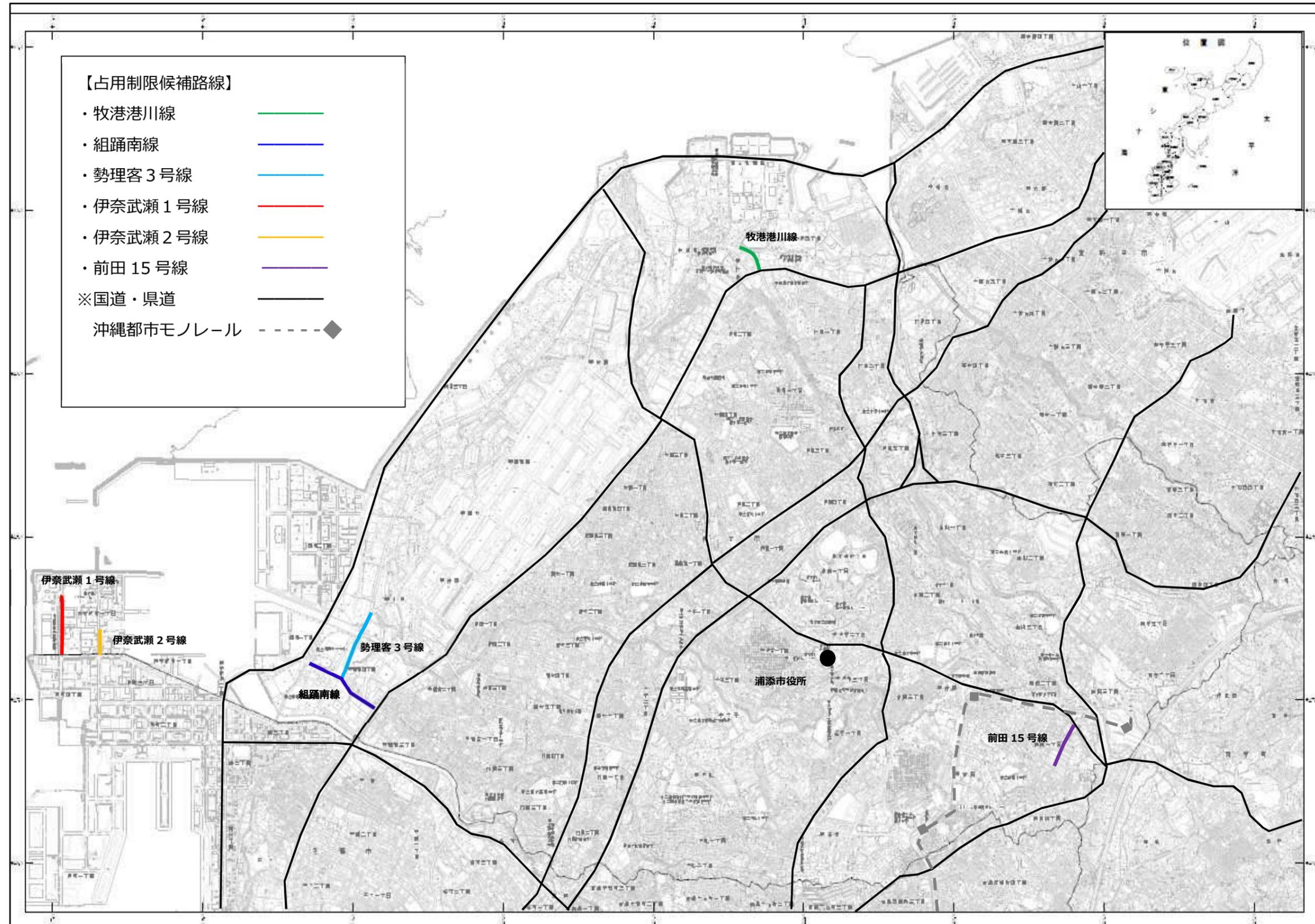
連絡先

浦添市安波茶 1 丁目 1 番 1 号
浦添市 都市建設部 道路課
電話：098-876-1231

別紙1 占用を制限する区域及び路線名

道路の種別	路線名	占用を制限する区域	延長 (km)
市道	伊奈武瀬1号線	浦添市伊奈武瀬1丁目555-26の一部 (那覇市港町～沖縄県中央卸売市場入口)	0.4
市道	伊奈武瀬2号線	浦添市伊奈武瀬1丁目555-24の一部 (那覇市港町～琉球物流(株)新港1号倉庫入口)	0.1
市道	組踊南線	浦添市勢理客4丁目514-4地先から 浦添市勢理客4丁目561-22地先まで (浦添市勢理客交差点～浦添市西洲)	0.6
市道	勢理客3号線	浦添市勢理客4丁目1-20地先から 浦添市小湾46-2地先まで (浦添市勢理客～エフエム沖縄入口)	0.5
市道	牧港港川線	浦添市牧港5丁目1201-5地先から 浦添市5丁目1180-8地先まで (浦添市牧港～沖縄電力株式会社入口)	0.3
市道	前田15号線	浦添市前田1丁目6の一部 (浦添市前田～浦添総合病院入口)	0.3

占用制限区域図



占用制限区域図



占用制限区域図

